

四半期報告書

(第13期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社ソフトフロント

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	事業等のリスク	4
3	経営上の重要な契約等	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3	設備の状況	7
第4	提出会社の状況	8
1	株式等の状況	8
(1)	株式の総数等	8
(2)	新株予約権等の状況	8
(3)	ライツプランの内容	11
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5)	大株主の状況	11
(6)	議決権の状況	11
2	株価の推移	12
3	役員の状況	12
第5	経理の状況	13
1	四半期財務諸表	14
(1)	四半期貸借対照表	14
(2)	四半期損益計算書	15
(3)	四半期キャッシュ・フロー計算書	16
2	その他	20
第二部	提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	125,335	92,732	764,924
経常損益(千円)	△94,585	△134,755	△204,432
四半期(当期)純損益(千円)	△94,803	△134,507	△205,949
持分法を適用した場合の投資損益 (千円)	—	—	—
資本金(千円)	2,742,915	2,792,479	2,792,479
発行済株式総数(株)	86,272	92,002	92,002
純資産額(千円)	1,055,158	908,633	1,043,141
総資産額(千円)	1,106,502	981,496	1,143,314
1株当たり純資産額(円)	12,230.60	9,876.24	11,338.25
1株当たり四半期(当期)純損益 金額(円)	△1,098.89	△1,462.01	△2,369.99
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	95.4	92.6	91.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	44,624	115,380	△169,370
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△26,557	△22,148	△76,305
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	97,438
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	691,228	618,147	524,915
従業員数(人)	71	70	70

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資損益については、非連結子会社は休眠会社であり、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいこと、また、関連会社は存在しないことから、当社には持分法を適用する非連結子会社及び関連会社がないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を行なっておりませんので記載しておりません。
5. 経常損益、四半期(当期)純損益、1株当たり四半期(当期)純損益金額の△印は損失を示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	70（1）
---------	-------

（注） 従業員数は就業人員であり、（ ）内には、臨時雇用者の当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
ソフトウェア販売	27,657	33.9	32,179	36.6	4,522	16.4
受託開発	53,951	66.1	55,774	63.4	1,822	3.4
合計	81,608	100.0	87,954	100.0	6,345	7.8

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア販売の金額は、ソフトウェア提供のための製造原価を記載しております。

(2)受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		増減	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ソフトウェア販売	27,374	28,995	17,026	18,301	△10,347	△10,693
受託開発	200,650	140,216	159,943	99,390	△40,707	△40,825
合計	228,024	169,212	176,970	117,692	△51,054	△51,519

(注)金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
ソフトウェア販売	38,595	30.8	15,070	16.3	△23,524	△61.0
受託開発	86,740	69.2	77,661	83.7	△9,078	△10.5
合計	125,335	100.0	92,732	100.0	△32,603	△26.0

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
富士ゼロックス株式会社	750	0.6	34,102	36.8
株式会社ケイ・オブティコム	21,042	16.8	10,531	11.4
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	35,426	28.3	2,594	2.8
株式会社オーネスト	12,783	10.2	168	0.2

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年8月14日）現在において当社が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）におけるわが国経済は、景気の下げ止まりの兆候が見られるものの、企業収益が大幅に悪化する下、設備投資が大幅に減少している状況にありました。先行きの設備投資についても厳しい収益・資金調達環境や強い設備過剰感を背景に、当面は減少を続ける可能性が高いと言われております。

このような経済環境の下、当社が関係する通信関連分野においても、企業における設備投資の抑制、予算凍結などが前事業年度に引き続き見られ、不安定な状況が依然続いております。その一方で、通信関連分野は常に技術革新が求められ続ける分野であることには変わりはなく、当第1四半期会計期間においてもNGN（Next Generation Network）商用サービスの拡充、モバイルWiMAXサービスの新規導入、携帯電話において高速通信を可能とするLTE（Long Term Evolution）技術の新規導入準備、スマートフォン需要の顕在化など当社事業に関連する分野において進展が見られております。

これらの市場環境の下、当社の第1四半期会計期間の業績は、売上高92,732千円、営業損失134,917千円、経常損失134,755千円、四半期純損失134,507千円となりました。

売上高につきましては、デジタル複合機に代表されるMFP（Multi Function Peripheral）分野での伸びが見られたものの、主に製造メーカーを中心とした設備投資の抑制の影響などにより、92,732千円（前年同期比26.0%減）と前年同期実績を32,603千円下回る減収となりました。

売上原価につきましては、受託開発案件に対応するための外注加工費の増加等により、87,954千円（前年同期比7.8%増）と増加し、売上総利益につきましては、4,777千円（前年同期比89.1%減）と前年同期実績を38,948千円下回りました。

販売費及び一般管理費につきましては、全般的な経費削減を進めたものの、先行投資の位置付けとなる、NGN対応SIP-SDK「SUPREE Vision Premier」を中心とした販売促進活動に係る広告宣伝費や、Android関連ソフトウェア開発を中心とした研究開発費が増加したことなどにより、139,695千円（前年同期比0.8%増）と僅かに増加いたしました。

これらの結果、売上総利益が減少し、販売費及び一般管理費を吸収できなかったため、134,917千円の営業損失（前年同期は94,888千円）を計上しております。

経常損益につきましては、受取利息などの営業外収益が162千円（前年同期比46.4%減）となり、営業外費用の計上はなく（前年同期も計上なし）、134,755千円の経常損失（前年同期は94,585千円）を計上いたしました。

税引前四半期純損益につきましては、貸倒引当金戻入額などの特別利益が852千円（前年同期比120.5%増）となり、特別損失の計上はなく（前年同期も計上なし）、133,902千円の税引前四半期純損失（前年同期は94,198千円）を計上いたしました。

四半期純損益につきましては、法人税等を605千円計上したため、134,507千円の四半期純損失（前年同期は94,803千円）を計上いたしました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動による資金の獲得115,380千円、投資活動による資金の消費22,148千円等により、前事業年度末に比べ、93,232千円増加し、618,147千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得された資金は115,380千円（前年同期は44,624千円の獲得）となりました。これは主に、税引前四半期純損失133,902千円を計上し、売上債権を257,763千円回収したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、消費された資金は22,148千円(前年同期は26,557千円の消費)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出22,019千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローの計上はありません。(前年同期も計上なし)

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、前事業年度に掲げた課題の①ターゲットセグメントの的確な把握、②業務・資本提携を活用した事業拡大については、当第1四半期会計期間において、次のように対処しております。

①ターゲットセグメントの的確な把握

前事業年度において一定の成果が見られたMFP分野における営業活動をさらに伸ばしていくとともに、より細分化され新しく生まれるターゲットセグメントを的確に把握し、そのターゲットへ営業リソースを集中させるという活動を引き続き実施しております。

当第1四半期会計期間においては、引き続きMFP分野での営業活動に力を入れております。

②業務・資本提携を活用した事業拡大

平成21年2月のNTTグループとの業務・資本提携をひとつのチャンスとしてとらえ、事業拡大に結びつけてまいります。このため、まず、NGN対応SIP-SDK「SUPREE Vision Premier」を確実に軌道にのせ、事業の柱として育ててまいります。さらに本事業以外でもNTTグループ各社との関係強化を図り、SIP/NGN関連市場をNTTグループと共に拡大していくとともに、本市場での当社顧客の獲得と収益拡大を実現してまいります。

当第1四半期会計期間においては、予定通り5月にNGN対応SIP-SDK「SUPREE Vision Premier」を提供開始することができ、NTTグループとも協議しながら、拡販に向けた活動を進めております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、14,101千円であります。

また、当第1四半期会計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりであります。

(Android対応SIPミドルウェアの開発)

携帯電話や組込み機器向けソフトウェアのプラットフォームであるAndroidは、今後さまざまな機器へ採用されていくと予想されます。これにより当社では、従来より行っているSIP関連技術に関する開発に加え、当第1四半期会計期間より、SIPミドルウェア及びVoIPソフトウェアのAndroid対応の開発を実施しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く事業環境としては、IMS(IP Multimedia Subsystem)、モバイルWiMAX/LTE、FMC(Fixed Mobile Convergence)、NGNなどの通信サービス/技術の拡充が必至の状況であり、当社が扱うSIPに関してもこれらの技術と組み合わさる形で発展すると見込まれ、ビジネス・チャンスの拡大を見込んでおります。このため、経営成績に重要な影響を与える要因は、これら通信サービス/技術関連市場の成長のスピードであると考えております。

NGN商用サービスやスマートフォンを含む携帯電話関連分野では、ユーザーにとって関心の高まるサービスの充実が今後の課題となっており、当社が提供するSIP関連技術の需要が高まると見込んでおります。このような市場環境において、当社では新しく生まれるターゲットセグメントを的確に把握し、また、NTTグループとの業務・資本提携を有効に活用するなど積極的に市場に対応することで、より多くの案件獲得を図ります。

当事業年度におきましては、受託開発ならびに開発ライセンスが売上高の主なるところになると予想しており、当社が拡大を目指している商用ライセンス(ロイヤリティ収入)につきましては、NGNやIMSの広がりにより2010年頃から本格的に加速するものと思われまます。受託開発案件につきましては、商用化へ向けた開発案件が増加している傾向であり、今後の商用ライセンス獲得に向け、さらに積極的に取り組んでまいります。また、コスト面につきましては、より一層管理を徹底し、コスト削減に努めてまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金の状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は618,147千円であり、十分な運転資金を保有していると判断しております。

②資金需要

当社の運転資金需要の主なものは、人件費であります。

当社の主たる事業は、ソフトウェア開発環境の提供、受託開発、技術支援、コンサルティングであることから、事業活動における資金需要の中心は、役員、開発要員、営業要員、管理要員に対する人件費となります。

なお、当社では、技術的優位性の維持、拡大のための研究開発活動を経営の重要な要素と考えており、今後、新規の市場開拓に伴う営業費用と共に、研究開発のためにも継続的な資金需要の発生が見込まれることから、新株の発行や長期資金の借入を実行する可能性もあります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	324,400
計	324,400

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	92,002	92,002	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケット「ヘラクレス」)	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。
計	92,002	92,002	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成16年6月19日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	141(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	564(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,522(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,522(注)4 資本組入額 30,761(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 「新株予約権の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された新株予約権の数を減じております。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。

(1)「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使された新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。

- (1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。

- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。

5. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」は次のとおりであります。

- (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。

- (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。

- (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができないものとする。

- (4)その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

②旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,872(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,872(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174,000(注)4 資本組入額 87,000(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 「新株予約権の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権及び新株予約権の権利行使又は自己株式移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注) 2 及び(注) 3 によって調整が行われることがある。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注) 2 及び(注) 3 によって調整が行われることがある。
5. 行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員等であることを要する。
 - (2) 前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役又は監査役についてはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することができないものとする。
 - (4) その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - (5) 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	92,002	—	2,792,479	—	2,574,639

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 92,002	92,002	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	92,002	—	—
総株主の議決権	—	92,002	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、同日を基準日とした株主名簿の確認を行なっておらず、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	42,100	42,500	42,000
最低(円)	33,100	30,050	34,600

(注)最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	618,147	524,915
売掛金	110,586	368,350
原材料及び貯蔵品	451	398
その他	21,821	12,562
貸倒引当金	△309	△1,032
流動資産合計	750,697	905,194
固定資産		
有形固定資産	※ 17,909	※ 18,896
無形固定資産		
ソフトウェア	161,567	167,885
その他	4,996	5,141
無形固定資産合計	166,563	173,027
投資その他の資産		
差入保証金	46,226	46,097
その他	27,206	26,068
貸倒引当金	△27,106	△25,968
投資その他の資産合計	46,325	46,196
固定資産合計	230,799	238,120
資産合計	981,496	1,143,314
負債の部		
流動負債		
営業未払金	28,888	61,273
未払法人税等	3,361	8,523
製品保証引当金	2,646	2,776
その他	37,965	27,600
流動負債合計	72,862	100,173
負債合計	72,862	100,173
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,792,479	2,792,479
資本剰余金	2,574,639	2,574,639
利益剰余金	△4,458,485	△4,323,977
株主資本合計	908,633	1,043,141
純資産合計	908,633	1,043,141
負債純資産合計	981,496	1,143,314

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	125,335	92,732
売上原価	81,608	87,954
売上総利益	43,726	4,777
販売費及び一般管理費	※ 138,614	※ 139,695
営業損失(△)	△94,888	△134,917
営業外収益		
受取利息	173	48
受取配当金	2	—
その他	127	113
営業外収益合計	302	162
経常損失(△)	△94,585	△134,755
特別利益		
貸倒引当金戻入額	386	722
製品保証引当金戻入額	—	129
特別利益合計	386	852
税引前四半期純損失(△)	△94,198	△133,902
法人税、住民税及び事業税	605	605
法人税等合計	605	605
四半期純損失(△)	△94,803	△134,507

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失(△)	△94,198	△133,902
減価償却費	27,052	29,469
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△386	△722
製品保証引当金の増減額(△は減少)	434	△129
受取利息及び受取配当金	△175	△48
売上債権の増減額(△は増加)	123,604	257,763
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,212	△53
仕入債務の増減額(△は減少)	△11,393	△32,384
未収消費税等の増減額(△は増加)	3,793	△41
未払消費税等の増減額(△は減少)	2,515	△8,098
その他	△1,166	5,900
小計	46,868	117,751
利息及び配当金の受取額	175	48
法人税等の支払額	△2,420	△2,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,624	115,380
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△27,237	△22,019
貸付金の回収による収入	680	—
その他	—	△129
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,557	△22,148
現金及び現金同等物に係る換算差額	47	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18,114	93,232
現金及び現金同等物の期首残高	673,113	524,915
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 691,228	※ 618,147

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(収益及び費用の計上基準)</p> <p>受託開発に係る売上高については、当第1四半期会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)により計上しており、当第1四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、上記会計基準及び適用指針の適用に伴う損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
該当事項はありません。

【追加情報】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>(賞与制度の導入について)</p>	<p>従来の給与体系の一部を見直し、賞与に関する社内規程の改定を行っております。これに伴い、当期より年俸の一部を賞与原資とする業績連動型賞与制度を導入しております。なお、初回は平成21年10月から12月分を平成22年1月に支給する予定となっております。</p> <p>従って、当第1四半期会計期間の損益に与える影響はありません。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、22,904千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、21,917千円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料及び手当 39,858千円 製品保証引当金繰入額 480	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料及び手当 35,872千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 691,228 預入期間が3か月を超える定期預金 — 現金及び現金同等物 691,228	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 618,147 預入期間が3か月を超える定期預金 — 現金及び現金同等物 618,147

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 92,002株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

非連結子会社は休眠会社であり、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいこと、また、関連会社は存在しないことから、当社には持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社が付与しているストック・オプションは、当第1四半期財務諸表に与える影響額はなく、また、当第1四半期会計期間に新たに付与したストック・オプションはありませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 9,876.24円	1株当たり純資産額 11,338.25円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1,098.89円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 1,462.01円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失(千円)	94,803	134,507
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	94,803	134,507
期中平均株式数(株)	86,272	92,002
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月6日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋 原 泰 貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。